

株式会社はるか
自然災害発生時における事業継続計画書

施設名：デイサービス明明 SUEHIRO

事業種別：通所介護

施設所在地：大阪府吹田市末広町6-7 サンフローラル白鳩1階

目次

1.	総論	6
1.	目的	6
2.	基本方針	6
3.	適用範囲	6
4.	推進体制	6
2.	被害想定	8
1.	リスクの把握	8
	①ハザードマップ、j-shis map 等の確認	8
	②被害想定（自治体が公表している災害について）	9
	③自施設で想定される影響	9
3.	優先業務の選定	10
1.	優先する事業	10
2.	事業停止通知	10
3.	事業再開の基準	10
4.	BCP の見直し	11
1.	研修、訓練の実施	11

2.	BCP の検証、見直し.....	11
5.	平常時の対応.....	12
1.	建物安全対策.....	12
2.	設備の耐震措置.....	12
3.	水害対策.....	13
4.	電気が止まった際の対策.....	13
5.	ガスが止まった時の対策.....	14
6.	水道が止まった場合の対応策.....	14
①	飲料水、生活用水.....	14
①	飲料水.....	14
②	生活用水.....	14
7.	通信が麻痺した場合の対策.....	15
8.	システムが停止した場合の対策.....	15
9.	衛生面（トイレ等）の対策.....	16
①	トイレ対策(利用者).....	16
②	トイレ対策(職員).....	16
③	汚物対策.....	16
10.	必要品の備蓄.....	17
①	医薬品・衛生用品・日用品.....	17
②	その他備品.....	18
11.	資金手当て.....	19
6.	緊急時の対応.....	20

1. BCP 発動基準	20
2. 管理責任者	20
3. 行動基準	20
4. 対応体制	21
5. 対応拠点	22
6. 安否確認	22
① 利用者の確認	22
② 職員の安否の確認	22
7. 職員の参集基準	23
8. 施設内外	23
【施設内】	23
【施設外】	24
9. 重要業務の継続	24
10. 職員の管理	24
① 休憩・宿泊場所	24
② 勤務シフト	25
11. 復旧対応	25
① 破損個所の確認	25
② 業者連絡先一覧の整備	25
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	26
7. 他施設との連携	27
1. 連携体制の構築	27
(1) 地域のネットワーク	27

2. 連携対応.....	27
3. 利用者情報の整理.....	27
4. 共同訓練.....	28
8. 地域との連携.....	29
1. 災害時の職員の派遣.....	29
2. 福祉避難所の運営.....	29
9. 固有事項.....	30
1. 通所サービス固有事項.....	30
【平時からの対応】	30
【災害が予想される場合の対応】	30
【災害発生時の対応】	30

1. 総論

1. 目的

本計画は、大地震等の自然災害などの突発的な経営環境の変化により不測の事態が発生しても、人命を最優先とし利用者や従業員の安全と生活を守ることを前提とした上で、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

2. 基本方針

本計画に関する基本方針は下記3点とする。

(1) 利用者の安全確保

当事業所は体力が弱い高齢者等に対するサービス提供を行っており、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があることに留意して安全の確保に努める。

(2) サービスの継続

当事業所は、利用者の健康維持に係るサービスを提供しており、有事の際長期的にサービスを中断することは利用者の機能低下をもたらすことに留意し、中断することがあっても早期に再開して利用者やその家族からの信頼を守る。

(3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる。

3. 適用範囲

本計画は、株式会社はるかの運営する施設「デイサービス明明」に対して適用する。

4. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は、当事業所の各責任者をもって構成される「災害対策本部」を主体とし、役職、業務内容を以下の通りとする。

担 当	業 務 内 容
代表取締役	災害対策の統括責任
生活相談員	BCPの策定、見直し
管理者	・ 職員への研修、訓練の計画 ・ 職員への研修、訓練の実施

生活相談員	災害用備蓄、施設の全体管理
-------	---------------

2. 被害想定

1. リスクの把握

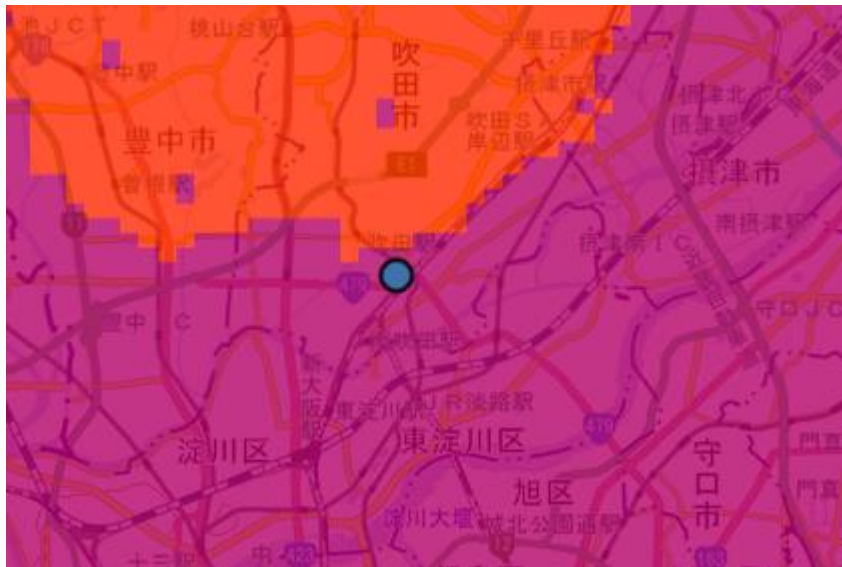
①ハザードマップ、j-shis map等の確認

洪水、土砂崩れ予測（ハザードマップ）



洪水：0.5～3m

地震予想(j-shis map)：震度6弱



30年以内に震度6弱の地震に見舞われる確率：26～100%

②被害想定（自治体が公表している災害について）

震災に関しては最大規模が予想される上町断層帯による地震（マグニチュード7.5想定）、冬の18時での想定被害

（参照：J-shis map、ハザードマップポータルサイト、大阪府総合防災対策検討（地震被害想定）報告書、地震10秒診断）

- （ア） 震度：6強想定
- （イ） 浸水：洪水0.5～3m
- （ウ） 液状化：確率は低い
- （エ） 上水道：61%（復旧期間約40日間）
- （オ） 停電率 約80%～100%（復旧期間 約1週間）
- （カ） ガス：供給停止ブロック内（復旧期間 約2～3か月）
- （キ） 通信：通信支障率：15%～20%
- （ク） 土砂崩れ：想定無し

交通被害

- （ア） 道路：洪水時、施設付近の空港地下道、大阪中央環状線、中国自動車道アンダーパス等が一時封鎖される見込みとなっている
- （イ） 鉄道：震度5以上の地震でほとんどの路線が一時運転見合わせることが想定され6弱～6強以上の強い地震においては長期間運転休止されることが想定される

③自施設で想定される影響

震度6強を想定とする

参照：地震10秒診断(防災科研監修)

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	2週間
電力	停止							復旧
飲料水	備蓄			物資支給				
生活用水	備蓄			物資支給				
都市ガス	停止							
LPガス	停止	復旧						
固定電話	不通	遅延					復旧	
メール	遅延							復旧
インターネット	遅延	復旧						

水道停止：41日、ガス停止：27日

3. 優先業務の選定

1. 優先する事業

震災や水害などの突発的な災害に見舞われた場合、又はその予測が立てられた場合、当施設は従業員・利用者等、当施設に出入りする者の安全を考慮し、代表取締役の判断をもって一時的に事業を停止する。

2. 事業停止通知

当施設において事業を停止する際の利用者への通知方法としては、電話・FAXを主な手段とし、連絡が取れない利用者に関しては安全を配慮した上で訪問での通知を行うものとする。事業開始の通知に関しても同様とする。

3. 事業再開の基準

事業の再開基準を下記に定め、これを踏まえた上で利用者・従業員の安全が十分に確保できることを確認した上で事業を再開するものとする。事業再開の判断は代表取締役が行う。

- ①ライフラインが完全に復旧していること
- ②事業再開に十分な人員が確保できること
- ③利用者の送迎が問題なく行える交通状況、道路状況であること
- ④施設に倒壊の危険性がないこと
- ⑤施設内設備、備品、システム等が十分に機能できる状態であること

4. BCP の見直し

1. 研修、訓練の実施

研修や訓練が一過性で終わらず、継続的に実施されるよう下記のルールに則り実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて代表取締役の判断のもと研修、訓練は実施されるものとする。

- ① 本計画の6に記載される「緊急時の対応」に沿って、管理者の指示の元訓練を実施する。
- ② 避難訓練は毎年6月と11月に実施されるものとする。（安否確認訓練含む）
- ③ 避難訓練実施に合わせて、研修を実施するものとする。
- ④ 訓練、研修は可能な限り全職員が参加して実施する。
- ⑤ 訓練、研修後に職員に対して、口頭もしくは書面で問題点・改善点を報告させる。

2. BCP の検証、見直し

BCPはPDCAサイクルを機能させて実施することが重要とされているため、下記ルールに則り検証、見直しを実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて管理者の判断のもと研修、訓練、BCPの見直しは実施されるものとする。

- ① 業務継続計画（BCP）は毎年6月と11月に実施する訓練、研修の実施後に災害対策本部で協議し、見直しを行う。
- ② 協議では訓練や研修で新たに確認された問題点や参加職員からの意見を集約し、改善点を検討する。
- ③ 協議で検討された改善策をもって業務継続計画（BCP）の反映を行う。
- ④ 見直した業務継続計画（BCP）は、災害対策本部長の決済を経て職員、関係者等に周知する。
- ⑤ ④の業務継続計画（BCP）に沿って次回の研修及び訓練を実施するものとする。

5. 平常時の対応

1. 建物安全対策

■現在の取り組み

新耐震基準を満たしている為、特段の耐震措置は行っていない。

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
ガラス窓	フィルムによる飛散防止処置	R7. 3. 31

2. 設備の耐震措置

■現在の取り組み

場所・物品	対応策	備考
消火器	定期的に点検	半年に1回
ロッカー	突っ張り棒での転倒防止策	

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
キッチン	冷蔵庫の固定	R7. 3. 31
事務所	キャビネット、複合機等大型事務機器のすべり止めによる対応	R7. 3. 31
出入り口・廊下	ものを置かない、ケガのもとになる危険がないか点検	R7. 3. 31

3. 水害対策

■現在の取り組み

場所	対応策	備考
浸水リスクの確認	災害対策本部にて点検を行う	年に2回の避難訓練時に一斉点検を行う
台風対策	建物外の飛散する物を撤去	同上

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
ドア、窓	防水テープ、土嚢、止水板等による防水対策	R7. 3. 31

4. 電気が止まった際の対策

■現在の取り組み

稼働させるべき設備	代替案
照明器具	非常灯、懐中電灯×5本
連絡：パソコン、携帯	モバイルバッテリー

■今後の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	対応予定時期
冷房設備	サーキュレーター	R7. 3. 31 まで
暖房設備	毛布、使い捨てカイロ	R7. 3. 31 まで
照明器具	災害用簡易照明器具	R7. 3. 31 まで

5. ガスが止まった時の対策

■現在の取り組み

稼働させるべき設備	代替案
お風呂	清拭で対応

■今後の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	対応予定時期
調理場	食料備蓄品による対応	R7.3.31まで

6. 水道が止まった場合の対応策

■現在の取り組み

① 飲料水、生活用水

- ・特段の取り組みは行っていない。

■今後の取り組み

① 飲料水

従業員 8 名と利用者 20 名×2L×3 日分の保存水を備蓄する。

② 生活用水

- ・災害用給水袋（50）を 5 枚備蓄。飲料水、生活用水に不足が生じた場合、給水所にて給水を受ける。

・給水場所：吹田第3小学校：〒564-0024 大阪府吹田市高城町1-8-39

対応予定時期：R7.3.31まで

7. 通信が麻痺した場合の対策

従業員との連絡手段はSNS（LINE）、利用者家族との連絡手段は電話とメールをメインとし、それ以外にも複数連絡手段を下記に用意するものとする。

【機材】

固定電話：1台

FAX：1台

職員全員の携帯：各1台（全員メール、LINE可）

PCメール：1台

【連絡方法】

主な連絡ツール：SNS（LINE）、電話、メール

その他：災害用伝言ダイヤル、FAX

【充電、電気供給方法】

モバイルバッテリー

対応予定時期：R7.3.31まで

8. システムが停止した場合の対策

■現在の取り組み

- ① 利用者、従業員の重要情報はクラウド利用の介護ソフトにて保管を行っている。
- ② 利用者の連絡先一覧は紙、USBデータに保管を行っている。
- ③ 従業員の連絡先はSNS（LINE）での連絡に留まる。

■今後の取り組み

- ① システムが停止した時のために下記の情報に関してもクラウドにて保管を行い、有事の際に避難所等の外部からでもアクセス可能にする。

- ・従業員の連絡先一覧
 - ・取引先（相談員、提携先の病院等）の連絡先一覧
 - ・ライフライン会社の連絡先一覧
- ② クラウドにアクセスができない等の場合に備えて、有事の際に持ち出せるよう、緊急連絡先等の重要情報を一覧化し紙ベースでファイルに収納する。

対応予定時期：R7.3.31まで

9. 衛生面（トイレ等）の対策

■現在の取り組み

特段の取り組みは行っていない。

■今後の取り組み

① トイレ対策(利用者)

- ・簡易トイレ、及び消臭固形剤の備蓄を用意する。

【電気・水道が止まった場合】

- ・電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。
- ・排泄物には消臭固形剤を使用する。
- ・使用した簡易トイレは使用する度に袋を閉じて常に清潔に新しいものを使用する。

② トイレ対策(職員)

- ・利用者とは別に職員用の簡易トイレ、生理用品を備蓄しておく。
- ・電気・水道が止まった場合は速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置する。
- ・その他利用者に準ずる。

③ 汚物対策

- ・排泄物などは、簡易トイレに付属している消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない駐車場の隅へ、ブルーシート等で包み衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- ・上記は燃えるゴミとして処理する。

対応予定時期：R7.3.31まで

10. 必要品の備蓄

飲料・食品

■現在の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
おかし				半月分

■今後の取り組み

従業員 8 名×利用者 20 名×3 日分の備蓄を行う。詳細を下記に記載。

品名	数量	消費期限	保管場所	対応予定時期
災害用カレー	48 食			R7. 3. 31 まで
災害用リゾット	48 食			R7. 3. 31 まで
災害用混ぜご飯、 スープセット	72 食			R7. 3. 31 まで
災害用パン	48 食			R7. 3. 31 まで
保存水 2L	72 本			R7. 3. 31 まで

■現在の取り組み

① 医薬品・衛生用品・日用品

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
消毒液	1 本			
脱脂綿 (500g)	1 袋			

絆創膏	2箱			
包帯	3個			
ウェットティッシュ	10袋			
マスク (50枚入り)	3箱			
タオル	50枚			
消毒用アルコール	5L			
おむつ	3袋			
生理用ナプキン	3袋			

■今後の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	対応予定時期

② その他備品

■現在の取り組み

品名	数量	保管場所	備考
懐中電灯	5本	事務所	
モバイルバッテリー	3個	事務所	

■今後の取り組み

品名	数量	保管場所	対応予定時期
簡易トイレ	360 回分		R7.3.31 まで
給水袋 5L	5 枚		R7.3.31 まで
ポリ袋	300 枚		R7.3.31 まで
ブルーシート	5 枚		R7.3.31 まで
使い捨てカイロ	100 個		R7.3.31 まで
サーキュレーター	2 個		R7.3.31 まで

11. 資金手当て

- ① 地震保険：●●保険
- ② 火災保険：●●保険
- ③ 手許金：金庫で●●円

その他震災用の保険の詳細（水害に対しての保証があるかなど記載）

6. 緊急時の対応

1. BCP 発動基準

当施設が最も被害を受けると想定される地震と水害に対してそれぞれ下記の基準でBCPを発動することとする。

【地震による発動基準】

大阪府吹田市周辺において震度5強以上の地震が発生した場合、BCPを発動し対策本部を設置する。基準外の震災においても被害状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、代表取締役や管理者が必要と判断した場合、BCPを発動する。

【水害による発動基準】

大阪府吹田市周辺において大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル3が発令された場合、BCPを発動し対策本部を設置する。基準外の震災においても被害予想や社会的混乱等を総合的に勘案し、代表取締役や管理者が必要と判断した場合、BCPを発動する。

2. 管理責任者

管理責任者	代替者①	代替者②
代表取締役	管理者	生活相談員

3. 行動基準

発生時の行動指針は、下記のとおりとする

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 避難場所の確保、移動
- ④ 地域との連携、関係機関との連携
- ⑤ 情報発信

4. 対応体制

部署名	総責任者	代替者	詳細
防災活動隊	代表取締役	管理者	地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
安全指導班	管理者	生活相談員	利用者の安全確認、施設整備の損傷を確認し、報告する。利用者の避難誘導、家族への引継ぎを行う。
情報班	生活相談員	介護職員	行政と連絡を取り、正確な情報入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録を取る。
消火班	生活相談員	介護職員	地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。
応急物資班	生活相談員	介護職員	食料、飲料水などの確保に努めると共に、炊き出しや飲料水の配布を行う
救護班	看護師	生活相談員	負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。
地域班	代表取締役	管理者	地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティアの受け入れ態勢の整備対応を行う。

5. 対応拠点

第1 候補場所	第2 候補場所
活動室及び食堂	駐車場

6. 安否確認

① 利用者の確認

【安否確認ルール】

- ・利用者は災害直後即座に職員が安否確認を行い、管理者に報告を行う。負傷者がいる場合は対応可能な職員が応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ搬送する。
- ・安否確認シートを用いて確認結果を記録する。

【医療機関への搬送方法】

- ・負傷者が確認された場合、付近の緊急医療救護所へ搬送する。
- ・施設付近の緊急医療救護所：市立吹田市民病院：大阪府吹田市岸部新町5番7号

② 職員の安否の確認

【施設内】

- ・職員の安否確認は利用者の安否確認と合わせて行い、管理者に報告を行う。
- ・利用者と同様、安否確認シートに確認結果を記録する。
- ・職員に負傷者が出た場合、利用者と同様に対応し、必要に応じて付近の緊急医療救護所へ搬送する。

【自宅等】

地震の場合震度5強以上、又は警戒レベル4以上の災害に見舞われた場合、①SNS（LINE）、②電話、③携帯メール、④災害用伝言ダイヤルで施設に自身の安否情報を報告する。

報告する内容は下記とする。

- ・自身の安否、家族の安否
- ・避難後の場合、避難場所の報告
- ・自宅の場合、出勤可能か否か

7. 職員の参集基準

【参集基準】

①

対象：代表取締役、管理者

地震：大阪府吹田市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 3 以上が発令されたとき

時間：8:30～17:30

基準：SNS（LINE）、電話等で事業所や勤務中の職員に連絡を行い、職員や利用者の安否確認が取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

②

対象：その他職員

地震：大阪府吹田市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 3 以上が発令させたとき

時間：9:00～17:00

基準：SNS（LINE）、電話等で事業所や勤務中の職員に連絡を行い、利用者の安否確認が取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

上記に該当する場合においても、自身又は家族が被災した場合や交通機関などの事情で参集が難しい場合は参集しなくてもよい。

8. 施設内外

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	活動室及び食堂	駐車場
避難方法	<ul style="list-style-type: none">・職員は自身、利用者の安全に留意しながら安全な部屋の中心に誘導する。・トイレなどの個室に残されている職員や利用者がないか確認する。・室内であってもすぐに外に出られるよう靴を履く。	<ul style="list-style-type: none">・基本的な避難方法は左に準ずる。・応急手当セットを持ち出す。

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所（水害）
避難場所	吹田第三小学校	目俵体育館
避難方法	<ul style="list-style-type: none">・道路が通行可能な場合、職員の通勤車両などを利用し避難。・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。・車や落下物に注意する。・自力で避難できない利用者は可能な限り複数人で補佐する。・応急手当セット、従業員と利用者の個人情報等重要情報を持ち出す。	<ul style="list-style-type: none">・水害時は浸水の危険性のない第2 避難所に避難する。・基本的な避難方法は左に準ずる。

9. 重要業務の継続

インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大する事が考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等を合わせて下記表において時系列で整理する。

被災時の厳しい状況でも、利用者や利用者の生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を「重要業務」として選定する。

業務ごとの対応内容は別紙1に記載する。

10. 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所、宿泊場所
1 階休憩室

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう配慮する。

11. 復旧対応

① 破損個所の確認

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	パソコン	破損／転倒あり／被害なし	
	複合機	破損／転倒あり／被害なし	
	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
吹田第三小学校	06-6831-0413	第一避難所

吹田第3小学校	06-6831-0413	給水所
目俵体育館	06-6383-3017	第二避難所
吹田市水道局	06-6384-1258	水道の復旧
不動産会社等		建物被害の復旧
●●電力		電気の復旧
株式会社●●		インターネットの復旧
		ガスの復旧

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては、利用者や職員のプライバシーに十分配慮した上で、慎重に精査する。

7. 他施設との連携

1. 連携体制の構築

(1) 地域のネットワーク

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておくこととする。

【連携関係のある他施設等】

災害対策本部で協議の上、今後提携先を増やしていく。

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

災害対策本部で協議の上、今後提携先を増やしていく。

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
吹三・東地域包括支援センター	06-4860-8338	情報収集、物資提供

2. 連携対応

今後検討していく他施設等との連携対応において、決められた契約内容を簡潔まとめておき、有事の際に即座に連携対応を確認できるようにする。

3. 利用者情報の整理

- ・氏名、年齢、住所、持病、投薬情報、連絡先をファイルに保管。
- ・避難先に職員が持参する。受け入れ先施設で担当外に預けることとなった時、利用者と共に預ける。

4. 共同訓練

- ① 年2回のBCP訓練に関しては可能な限り利用者にも参加をお願いし、安否確認などもここで行うこととする。
- ② 上記BCP訓練に関して、自治会・今後提携していく他施設にも参加をお願いし実態に即した訓練とする。

8. 地域との連携

1. 災害時の職員の派遣

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

2. 福祉避難所の運営

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

9. 固有事項

1. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段【固定電話、携帯電話、メール、SNS（LINE）】を把握、一覧化しクラウド化。有事の際に即時取り出して使用できるよう職員に周知しておく。
- ・居宅介護事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。災害時利用者一覧表に利用者情報を記入し、優先度を災害対策委員会にて検討しておく。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、病院、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、代表取締役の判断をもってサービスの休止や縮小を検討し、居宅介護事業所にも情報共有の上利用者やその家族にも説明する。
- ・有事の際に避難所や福祉避難所において利用者の情報共有を行うことを、利用者やその家族にも事前に説明する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、自治体・居宅介護支援事業所と連携し可能な支援や、適切な指示を受ける。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。
- ・利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら帰宅、又は避難所への移送対応を行う。

更新日
2022年12月28日（初回作成）